

## ～緊急事態宣言に対応した講習実施について～

新型コロナウイルスによる感染症が流行しており感染防止対策が急務となっております。

当支部が実施する技能講習、特別教育、安全教育等は、労働災害防止を目的として実施しているもので、就業上必要な資格を取得するための講習であり、これらの受講機会を提供する事は当協会の社会的使命であります。また、労働者の安全を確保するという観点から、講習を実施する事としています。講習実施にあたっては、感染防止対策として、随所にアルコール消毒液の設置、空中感染防止に効果があるという「クレベリン」の配置、また講習机は3人掛けを1人掛けとし十分な空間距離を執るほか、窓を開けての換気等出来る限りの措置を講じております。また喫煙所での密集状態を避けるため、**全面禁煙**としております。

※受講者が多数の場合、2つの教室に分散して講習を行います。

つきましては受講者の皆様にも下記の措置を講じていただきたくお願いいたします。

1. 各自で毎朝（講習期間中）必ず検温をお願いいたします。  
体調不良の方（発熱 37.5℃以上、咳が出る方、倦怠感のある方など）は、事前連絡の上、受講されませんようお願いいたします。その際は受講者、事業所の要望に可能な限り対応いたします。
2. 咳エチケットの面からも、講習会場内（建物内）では、各自で必ずマスクの着用をお願いいたします。  
（当支部でマスクの用意・販売等はしておりません。）
3. 随所にアルコール消毒液を設置しておりますので、受付け前及び講習会場への入室時には、必ず手指の消毒をお願いいたします。

※体調不良が見受けられる方や、マスクの着用が無い方など、協会側の判断において受講をお断りする場合もありますので、予めご了承ください。